

IP アドレス事業料金体系の見直し（案）

標記の件、下記の通りご提案致したく、審議方宜しくお願い申し上げます。

記

1. 背景

(1) 現行料金制度の問題点

- ・ 現在、割当手数料が IP 事業収入の 6 割を占めるが、それに対応する割当業務支出が全支出の 1 割程度と、収入構造と支出構造のバランスが極めて悪い。
- ・ 割当手数料+維持料で見ると、大規模指定事業者における料金が APNIC の料金に比べて著しく高い。

(2) 見直しの大方針

- ・ 基本的に維持料ベースの収入構造に移行する。
- ・ 大規模指定事業者について APNIC に対して競争力のある料金レベルを設定する。

(3) 見直しにあたり留意しなければならない点

- ・ 現在、APNIC への移行はリナンバなしに可能であることから、IP 事業収入の大きな割合を占める大規模指定事業者が引続き JPNIC に留まるような料金体系とする。
- ・ 一方、小規模指定事業者にとっても現実的でリーズナブルな料金体系とする。
- ・ かつ、JPNIC 正会員による会費収入が減って、管理費・事業共通費の IP 事業負担分の顕著な上昇をきたさないような手を料金体系見直しの中で打つ。
- ・ 必要ならば、段階的な移行措置を講じる。
- ・ JPNIC は経費の節減と業務の効率化に努める。

2. IP 事業料金体系見直し（案）策定の考え方

(1) 2/13 総会での報告案（以下「2 月案」と呼ぶ）の考え方

- ・ 割当手数料は、その業務支出削減も見込まれることから、全廃する。
- ・ APNIC の価格体系に沿った形で「基本維持料」を設定する。
- ・ 「基本維持料」だけでは 2007 年度までの間支出を全て賄うことができないため、2008 年度見直しを前提とした「特別維持料」と JPNIC 会費によって不足分を補う。
「特別維持料」は JPNIC 正会員に関しては免除される。

(2) 「2 月案」以降検討を加えたこと

- ・ 2 月中旬から 3 月中旬にかけて行った「2 月案」に対するご意見募集で、会員または指定事業者の皆さまから頂いたご意見のいくつかを反映して案を練り直した。
「維持料で IP 事業の支出を賄うことに反対ではないが、料金についてはもっと段階的な移行措置を検討して欲しい。」
「IP 事業の支出は IP 事業の収入で賄うべきで、JPNIC 会費からの補填は、事業の安定性の観点から健全ではない。」等
- ・ 2003 年度決算予測値および 2003 年度末の指定事業者数、アドレス数を用いて、再度シミュレーションを行い収入予測額の修正を行った。
- ・ IP 事業支出のさらなる絞込みを行った（約 11 百万円/年）。
- ・ 料金案、収入、支出全てにおいて消費税を含んだ形で算出した。
- ・ JPIRR, IPv6 普及に係わる業務の大幅な支出の絞込み（約 19 百万円/年）を行い、

「2月案」で提案した会費での負担を止め IP 事業支出で賄うこととした。

(3) 今回の提案(以下「4月案」と呼ぶ)の考え方

- ・ 2005 年度以降のドメイン名事業、インターネット基盤事業の引当収入及び規模が変化せず、JPNIC 管理費等の IP 事業負担額が大きく変化しないことを前提とした。
- ・ 「2月案」から引継がれる内容は次の2点である。
 - * 割当手数料は廃止する。
 - * 追加割振の際にアドレス数に応じた割振手数料(4.2 円/アドレス)を導入する。
- ・ 「4月案」策定の基本的な考え方
 - * (2007 年度 IP 事業支出予測ベースで算出した) 指定事業者の規模の大小に拘らず最低限かかる支出相当額(約 260 千円 = 105,992 千円 ÷ 400 指定事業者)を、最小サイズ(/20)の指定事業者についても維持料でご負担頂く。
 - * /16 を超える維持料については 2007 年度まえ暫定的に現行料金のまま据え置く。
 - * この部分について 2008 年度に減額を行うことで、維持料全体の料金体系が APNIC に対して競争力をもつようにする。
- ・ インターネット基盤事業は JPNIC 会費収入を引当てて事業を推進している。「4月案」の実施により、会費収入維持に影響が生じると予測されるため、2005～2007 年度の3年間について、JPNIC 正会員の IP 指定事業者について、維持料の一律 10 万円の減額を行う。

3. 具体的な IP 事業料金体系見直し(案)(=「4月案」)

割振 IP アドレス 総量 (プレフィックス 表記)	指定 事業者数 (2004 年 3 月 31 日 時点)	暫定維持料 (4月案)	2008 年度 見直し後 の維持料 (素案)	(参考) 現行維持料	(参考) 基本維持料 (2月案)	(参考) APNIC Annual Fee
/10 超	1	¥4,200,000	¥4,200,000	-	¥3,780,000	US\$40,000
/10 以下	1	¥3,780,000	¥3,360,000	¥3,780,000	¥3,360,000	US\$20,000
/11 以下	3	¥3,780,000	¥2,730,000	¥3,780,000	¥2,730,000	US\$20,000
/12 以下	6	¥2,940,000	¥2,100,000	¥2,940,000	¥2,100,000	US\$20,000
/13 以下	3	¥2,268,000	¥1,680,000	¥2,268,000	¥1,680,000	US\$10,000
/14 以下	10	¥1,680,000	¥1,260,000	¥1,680,000	¥1,260,000	US\$10,000
/15 以下	12	¥1,176,000	¥1,102,500	¥1,176,000	¥1,102,500	US\$10,000
/16 以下	20	¥840,000	¥840,000	¥756,000	¥840,000	US\$5,000
/17 以下	27	¥577,500	¥577,500	¥420,000	¥630,000	US\$5,000
/18 以下	64	¥472,500	¥472,500	¥252,000	¥525,000	US\$5,000
/19 以下	61	¥367,500	¥367,500	¥210,000	¥367,500	US\$2,500
/20 以下	158	¥262,500	¥262,500	¥105,000	¥210,000	US\$2,500

IPv6 アドレスの維持料は/32 以下を IPv4 の/20 以下と同様とし、プレフィックスサイズの増加ごとに対応する IPv4 アドレスの維持料のいずれか大きい方が適用される。JPNIC 正会員は、暫定維持料より一律 10 万円が減額される。

以上